医療機器関連分野米国ステークホルダー情報発信業務仕様書

1 目的

山梨県では、機械電子産業における高い技術力や立地特性を活かし、医療機器関連産業を県内一帯に集積する「メディカル・デバイス・コリドー構想」(以下「構想」という。)を実現するため、「メディカル・デバイス・コリドー推進計画」を策定し、医療機器関連産業への新規参入等を支援してきた。こうした中、更なる施策の展開を図り、構想の実現を加速化させるべく、現計画の「メディカル・デバイス・コリドー推進計画 2.1」では米国を主要ターゲットとしたグローバルサプライチェーンへの参入及び米国企業との取引拡大(以下「米国展開」という。)を図ることとしている。

そこで、本事業では、県内企業が米国医療機器メーカー、ディストリビューター、代理店等(以下「米国ステークホルダー」という。)に対して直接的に行う情報発信を支援することで、米国展開の成功モデル創出を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の内容

- (1) 米国ステークホルダーへの情報発信・プレゼンテーションを予定する県内企業(以下「支援企業」という。)の事業内容に応じて、該当分野のサプライチェーン、ステークホルダー、支援企業に適した米国への進出規模など、本業務で必要な情報の調査を行う。
- (2) 米国ステークホルダーに向けた支援企業の PR 資料作成支援を行う。
- (3)(1)に基づき、支援企業の状況に合った米国ステークホルダーと支援企業のマッチングを実施する。

また、直接的情報発信・プレゼンテーションの機会の調整、運営及び実施を行う。直接 的情報発信・プレゼンテーションは、支援企業が渡米して実施する場への同席又は受託 者による代理実施によるものとする。なお、オンラインで実施する場合は県との協議に よるものとする。

 $(4)(1) \sim (3)$ で必要となる県や支援企業との打合せ及び助言を行う。

4 成果支払

(1)本業務の委託料は、実施成果により支払うものとし、その算定は次表のとおりとする。 なお、本業務の支援企業数は、3社を上限とするが、県との協議により4社以上への支援 も可とする。その場合でも、委託料上限額は変更しない。

• 成果指標

成果指標項目	3 (1)	3 (2)	3 (3)
委託料	上限額/3×25%	上限額/3×25%	上限額/3×50%
(税込み)	×支援企業数	×支援企業数	×支援企業数

(2) 支援企業の事情により、支援を中止した場合は、(1) 表の作業した成果指標項目は、

完了したものとする。

4 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。

業務計画書には、業務工程、業務遂行体制、連絡体制、その他業務の実施にあたり、本県と受託者で共有しておく事項を記載するものとする。

5 成果物

- ・報告書 1部 $(A 4 縦 (A 3 は Z 折 り)、3 (1) \sim (4)$ で実施した詳細を記載 すること)
- ・電子データ 1式(報告書、本業務で収集・作成した資料一式)

6 本業務結果等の第三者との共有

- (1) 本業務による成果物及び途中経過については、メディカル・デバイス・コリドー推進 センターを設置する公益財団法人やまなし産業支援機構及びその運営委託会社(以下 「支援機構等」という。)と共有する。なお、個人情報が含まれること等により共有で きない箇所がある場合は、予め書面により本県に申し出ること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、必要に応じて独立行政法人日本貿易振興機構及び支援機構等と連携すること。なお、本業務の実施中に行う本県との協議には、支援機構等が同席することがある。
- (3) 本県が支援機構等以外の第三者に成果物等を共有する場合は、予め受託者と協議して 行うこととする。

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては県と十分に協議、連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が依頼する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するよう努めること。
- (3) 支援企業や米国企業などと面談等を行う場合は、その情報を適宜県と共有すること。 また、これまで県が築いてきた関係性を損ねることがないようにすること。
- (4) 県からの求めに応じて県及び県が同席を求める者と打合せや報告会を実施し、指示のあった事項については協議の上、業務に反映すること。
- (5) 本業務にあたり、支援企業等から秘密保持契約の締結を求められた場合、速やかに対応を行うこと。
- (6) 本業務で作成した成果物の内容(電子ファイルを含む。以下同じ。)の所有権や著作権は、原則として全て本県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については受託者に留保するものとし、この場合、本県は当該権利を非独占的に使用できることとすること。
- (7) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。また、委託業務の 目的以外に利用してはならない。

- (8) 本業務の実施にあたって、本県が提供するデータは、業務完了後に受託者において確実な方法により廃棄処分すること。
- (9)本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、 本県と協議してこれを定めるものとする。